

2025年9月4日

福岡労働局

局長 千葉 登志夫 殿

全労協・全国一般労働組合全国協議会
北九州合同労働組合（ユニオン北九州）

執行委員長 末永 弘美

2025年福岡県最低賃金審議会答申への異議申出書

はじめに

この度の最低賃金審議会においては、当労組ソレイユ分会・分会長の クーシンツ ウェイ の意見表明を採用していただき、ありがとうございました。

去年は、安売り理美容室チェーンの最賃近傍賃金であり、正社員でありながら1年有期契約の時給1,070円の組合員が意見表明を申し出ましたが、残念ながら採用はされませんでした。

私たちの組合は、個人加盟のできる形をとっており、雇用・賃金のすきまに位置する人たちも多く、今回の技能実習生の意見陳述は、「最低賃金」でしかない労働者の本当の状態を少しでも理解していただけたならば、幸いです。

① 最低賃金の引き上げ額 「65円」には、納得がいきません。

A) 9月からの食品の値上げ品目は、1422品目（帝国データバンク調査）となり、飲食料品の1回あたりの値上げ率は14%という数字が出ています。物価の上昇状況は最低賃金に張り付く労働者にとっては著しい、生活困難を与えていきます。今回の答申は、前年度比で、6.5%ですが、これでは追いつきません。固定経費を切り詰められない以上、食費を切り詰めるしかありません。

B) 最低賃金を20年代末までに1,500円に引き上げるというのは、岸田内閣から石破内閣へと引き継いだ政府の方針です。そのためには、毎年100円ぐらいの引き上げがないと実現できません。その点から考えてみても、段階的な引き上げにおいても、65円は努力をした数字ではありえません。

C) 中央最賃からの「目安」に対し、1円か2円かで対応すること程度の取り組みを審議するのは、委員たちの怠慢と談合と、批判されても仕方がありません。発想を変えることが、日本の仕組みを変えることであり、求められていると思います。

② 11月16日を発効日とすることに異議があります。「65円」の答申額ではないことになります。

秋田県では発効日を、来年3月31日としたり、群馬県では3月1日からとしています。これは詐欺のような行為です。この結果、1年間の引き上げ額は、秋田は80円が40円になり、群馬では78円が45.5円になります。福岡では65円が57円になります。誰が、こんなトリックを考えたのでしょうか？このような発効日の設定は、全面的に撤回されるべきです。

③ 審議会の運営について

この数年、私たちは他の労働団体と共に何度も労働局に申し入れを行い話し合いをしてきました。

特に、意見表明の権利について意見を交換してきました。その点においては、ここ2年間において改善へのきざしが見え、昨年のFコープ生協労組、今年のユニオン北九州の介護技能実習生が意見表明をすることができました。

さらに、審議自身の公開性によって審議会の役割を高めるために、意見聴取を求める労働者に開放すべきであり、今日において労働内容や雇用の多様化もある中で、大労組が代表できるとは考えにくいとも思います。

議事録の公開がまったく追いついていません。最賃問題に取り組む人や組織を妨害しているのではないかと、つい思ってしまうほどです。

また傍聴についても、WEBなども使い公開性を強めていくことも必要だと考えます。いまや最低賃金制度は、日本社会を改革していくトレンドだと言っても過言ではありません。

失われた30年を日本が取り戻すためにも、最低賃金審議会が、低賃金労働者の生活向上の砦となるべきです。

④ 結論として、今次答申の審査のやり直しを求めます。

以上